

# 指定管理者評価基本調書

## 1 施設概要

施設名称	川口市立アートギャラリー、川口市立文化財センター旧田中家住宅
設置目的	<p>川口市立アートギャラリー（以下「アートギャラリー」という。） 美術作品の創作体験や鑑賞、発表等の場を提供することにより、市民が美術に親しみ、豊かな文化生活の形成に寄与すること。</p> <p>川口市立文化財センター旧田中家住宅（以下「旧田中家住宅」という。） 文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に規定する文化財をいう。以下同じ。）及びその関連資料の収集、保管及び展示並びに歴史的文化的価値のある施設を市民の利用に供することにより、市民の郷土の歴史及び文化に関する意識の普及及び啓発並びに学習機会の提供を行い、もって市民の文化の向上に資すること。</p>
所在地	<p>【アートギャラリー】川口市並木元町1番76号 【旧田中家住宅】川口市末広一丁目7番2号</p>
構造規模	<p>【アートギャラリー】</p> <p>建物構造 木造 平屋建（一部2階建） 建物規模 建築面積 732.19㎡ 延床面積 870.72㎡ （1階面積 682.47㎡、2階面積 188.25㎡） 最高高さ 6.30m</p> <p>展示施設等の規模 展示室A 77.5㎡ 展示室B 77.5㎡ スタジオ 195.0㎡</p> <p>【旧田中家住宅】</p> <p>建物構造 木造煉瓦造り 4階建て 建物規模 敷地面積 2,444.49㎡ 建築面積 667.03㎡ 施設内容 重要文化財指定部分 洋館 主体部（煉瓦造3階建て 93.41㎡） 蔵部（煉瓦造4階建て 16.73㎡） 台所部（煉瓦造2階建て 64.43㎡） 和館（木造一部2階建て 160.05㎡） 文庫蔵（旧仕込倉）（木造平屋建て 99.15㎡） 国重要文化財指定外 洋館 RC増築棟（RC造4階建て 30.4㎡） 茶室（木造平屋建て 202.86㎡） 池泉回遊式日本庭園 自転車駐輪場 駐車場（13台分） 貸出施設等の規模 和館1階日本間（仏間・次の間・座敷） 136.77㎡ 茶室 202.86㎡</p>
所管課	【アートギャラリー】市民生活部文化推進室 ・ 【旧田中家住宅】教育総務部文化財課

# 指定管理者評価基本調書

## 2 指定期間、選定種別、指定管理料及び利用料金収入実績

指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)		1 期目
選定種別	公募		
	選定理由	※選定時(令和4年度)の選定理由 市民とともに成長・発展できるアート施設の確立や文化財施設の魅力を引き出すことを掲げた管理運営方針、オンライン講座や多言語化での広報誌等の情報発信など、社会情勢の変化に添った施設の公平な利用の確保、アートギャラリーの利用促進につながる具体的な計画や地域性との関連性を重視した企画展等の提案が高い評価を受け、その他の項目についても適正であると評価を得られたため。	
指定管理料 及び利用料 金収入実績 【単位:円】	年 度	指定管理料	利用料金収入実績
	—	— 円	— 円
	令和5年度(実績)	81,857,000円	4,597,792円
	令和6年度(実績)	70,777,550円	6,573,802円
	令和7年度(予算)	59,000,000円	1,100,000円
	令和8年度(予算)	61,100,000円	1,300,000円
	令和9年度(予算)	58,500,000円	1,200,000円
	今期総額	331,234,550円	14,771,594円

## 3 市民生活部及び教育総務部専門委員会における評価結果 ⇒詳細は資料10ページを参照

指定管理者の概要	
名 称	株式会社21世紀文化芸術研究室グループ
代表団体	株式会社21世紀文化芸術研究室
所 在 地	川口市栄町三丁目105番地15-2(3階)
代 表 者	代表取締役 岡村睦美
主な業種	サービス業
法人の目的	芸術文化に関わる施設のプランニング、設計、運営等
法人の事業	芸術文化施設のプランニング、芸術文化事業に関わる知識提供、美術資産の活用アドバイス等
役員の状態	代表取締役1名、取締役1名、相談役4名
構成団体1	有限会社アプリユスアソシエイツ
所 在 地	川口市戸塚2-25-31-805号
代 表 者	取締役 高田純嗣
主な業種	販売業、サービス業
法人の目的	建築用資材の設備・工具、金物製造、加工、取付、修理及び販売業等
法人の事業	建築用資材に関する業務、アート作品制作、イベントの企画運営等
役員の状態	取締役1名
	専門委員会 における 評価点数
	平均評価点数 <b>3.47</b>

### 【評価結果】

アートギャラリー・旧田中家住宅の指定管理者評価に関する審査基準を基に、「I. 施設運営の基本事項」ほか、大きく5分野21項目において、「優良」、「良好」、「適正」、「要改善」、「要指導」、の5段階にて評価を行い、各委員合計105点満点で5人の委員により評価をし、結果は、総合計525点満点中358点となりました。

以上の結果から、引き続き、株式会社21世紀文化芸術研究室グループがアートギャラリー・旧田中家住宅の指定管理者として適していると評価いたします。

# 指定管理者評価専門委員会評価シート集計表（アートギャラリー・旧田中家住宅）

## I. 施設運営の基本事項

審査項目	審査の視点	点数						各項目平均	項目平均
		A	B	C	D	E	計		
I-1 施設の目的や基本方針の確立	設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されており、職員が理解しているか。	3	4	4	3	3	17	3.40	3.48
I-2 施設目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設目的を達成できているか。	3	4	4	4	3	18	3.60	
I-3 組織体制と職員の配置状況	組織体制と職員の配置状況は適切か。	3	3	3	3	3	15	3.00	
I-4 職員のマナー	利用者が気持ちよく利用できるよう、利用者に対する職員の接客マナーは適切か。	3	4	4	3	4	18	3.60	
I-5 開館の実績	仕様書に定められた、又は事業計画書のとおりを開館しているか。	3	5	4	4	3	19	3.80	

## II. 施設・設備の維持管理

審査項目	審査の視点	点数						各項目平均	項目平均
		A	B	C	D	E	計		
II-1 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	3	3	3	3	4	16	3.20	3.20
II-2 備品の管理	施設の備品が適切に管理されているか。	3	3	4	3	3	16	3.20	
II-3 施設等の清掃	利用者が快適に利用できるよう、清掃が行き届いているか。	3	4	4	3	3	17	3.40	
II-4 警備体制	安全で安心感のある環境を確保しているか。	3	3	4	3	3	16	3.20	
II-5 環境問題への取り組み	省エネルギー、省資源、ごみ減量等に取り組んでいるか。	3	3	3	3	3	15	3.00	

## III. 運營業務及びサービスの質の向上

審査項目	審査の視点	点数						各項目平均	項目平均
		A	B	C	D	E	計		
III-1 利用しやすい案内サービスの実施	利用者が利用しやすい案内サービスを実施しているか。	3	5	3	3	3	17	3.40	3.37
III-2 適切な利用情報の提供	すべての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な利用情報の提供を行っているか。	4	4	4	4	4	20	4.00	
III-3 サービス水準の確保	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行っているか。	3	4	3	3	3	16	3.20	
III-4 個人情報の保護	個人情報の保護に対する体制が整っているか。	3	3	3	3	3	15	3.00	
III-5 事故防止対策及び事故発生時の対応体制の構築	事故防止のための体制の構築・取り組みを行っており、事故発生時の対応体制が確立しているか。	3	4	3	3	3	16	3.20	
III-6 災害発生時の対応体制の構築	災害発生時の対応体制が確立しているか。	3	3	3	3	3	15	3.00	
III-7 利用者の意見・苦情解決体制の構築	利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備し、迅速に対応できる体制を構築しているか。また、利用者アンケートによりサービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	3	5	4	4	3	19	3.80	

## IV. 各施設の事業運営

審査項目	審査の視点	点数						各項目平均	項目平均
		A	B	C	D	E	計		
IV-1 アートギャラリーの事業運営	アートギャラリーの事業運営を適切に実施しているか。	4	5	5	4	4	22	4.40	4.30
IV-2 旧田中家住宅の事業運営	旧田中家住宅の事業運営を適切に実施しているか。	4	5	4	4	4	21	4.20	

## V. 収支状況

審査項目	審査の視点	点数						各項目平均	項目平均
		A	B	C	D	E	計		
V-1 指定管理料の執行状況	指定管理料は適正に執行されているか。	3	3	3	3	3	15	3.00	3.00
V-2 収支決算状況	予算と決算に大幅な相違がないか。収入－支出がプラスになっているか。	3	3	3	3	3	15	3.00	

合計	点数						項目平均	全体平均
	A	B	C	D	E	計		
	66	80	75	69	68	358		

# アートギャラリー・旧田中家住宅の指定管理者評価に関する審査基準

## 1 趣旨

指定管理者評価専門委員会設置要領により、アートギャラリー・旧田中家住宅の指定管理者の評価にあたって、遵守すべき基準等を定める。

## 2 審査要件

- (1) 対象法人 アートギャラリー・旧田中家住宅の指定管理者
- (2) 審査の方法 委員会において、指定管理者から提出される事業実績報告書、収支報告書等の書面審査及び現地におけるヒアリングの他、利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見をもとに、5段階の評価基準のいずれに該当するかを評定する。
- (3) 評価基準 評価基準は下記のとおりとし、委員会において評価結果を取りまとめ、川口市指定管理者候補者選定及び評価会議に提出する。

点数評価	評価基準
5：優良	提案内容を含めた仕様及び協定を上回る管理運営が行なわれ、指定期間中の目標に達した。または設置目的の達成に寄与した。
4：良好	提案内容を含めた仕様及び協定を上回る管理運営が行なわれた。
3：適正	提案内容を含めた仕様及び協定どおりの管理運営が行なわれた。
2：要改善	募集時の仕様どおりの管理運営が行なわれた。
1：要指導	募集時の仕様を下回る管理運営が行なわれた。

## 3 審査要領

審査項目	審査内容
1 施設運営の基本事項	① 施設の目的や基本方針の確立 ② 施設目的の達成度 ③ 組織体制と職員の配置状況 ④ 職員のマナー ⑤ 開館の実績
2 施設・設備の維持管理	① 建物・設備の保守点検 ② 備品の管理 ③ 施設等の清掃 ④ 警備体制 ⑤ 環境問題への取り組み
3 運営業務及びサービスの質の向上	① 利用しやすい案内サービスの実施 ② 適切な利用情報の提供 ③ サービス水準の確保 ④ 個人情報の保護 ⑤ 事故防止対策及び事故発生時の対応体制の構築 ⑥ 災害発生時の対応体制の構築 ⑦ 利用者の意見・苦情解決体制の構築
4 各施設の事業運営	① アートギャラリーの事業運営 ② 旧田中家住宅の事業運営
5 収支状況	① 指定管理料の執行状況 ② 収支決算状況
関係書類	1 管理業務の実施状況（事業報告書） 2 管理に係る収支状況（収支決算書） 3 財務分析表及び財務諸表（3期分） 4 人件費内訳書 5 労働環境調書 6 リスク分担表 7 利用者満足度調査結果 8 事故・苦情処理状況に関する報告